

### 持続可能な社会・経済システムを求めて： 「『社会的・連帯経済体制』の可能性」再論

粕谷, 信次 / KASUYA, Nobuji

---

(出版者 / Publisher)

法政大学大原社会問題研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

The Journal of Ohara Institute for Social Research / 大原社会問題研究所雑誌

(巻 / Volume)

662

(開始ページ / Start Page)

10

(終了ページ / End Page)

27

(発行年 / Year)

2013-12-25

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00009563>

# 持続可能な社会・経済システムを求めて

——『社会的・連帯経済体制』の可能性』再論

粕谷 信次

---

はじめに

- 1 深まり行く持続可能性の危機
- 2 「社会的・連帯経済体制」概念の基礎づけのために——ハーバーマス批判の掘り下げと「市民的公共性」概念の彫琢
- 3 注目される社会的経済の新展開としての「社会的企業」——サードセクター、NPO、社会的経済、社会的企業、連帯経済
- 4 「社会的・連帯経済体制」素描
- 5 深まり行く危機が促す戦略的課題

はじめに

『社会的・連帯経済体制』の可能性』（拙著『増補改訂版社会的経済が拓く市民的公共性の新次元』、増補編序章、以下、「増補版論文」と略記する）を再論する意図として、以下の4点を挙げておきたい。

(A) 米澤 旦（2011）は、拙論を「社会的企業／サードセクター独立セクター論」として批判的に捉え、自身の「社会的企業／サードセクター媒介セクター」論を対置された。それに対する応答をなすこと。（本稿末の注記の内に果たしたい。）

(B) 「増補版論文」の脱稿は、2008年末（『経済志林』掲載は2009年3月）、「3.11」（「東日本大震災」・「フクシマ」）以前であったが、「3.11」が現代社会の持続可能性に、まさに止めを刺すほどの衝撃的な出来事であったことの確認とそれにも拘らず以後現在に至る事態の展開は、持続可能性の危機をさらに深めているのではないかということ（1）。

(C) 上の（B）に対応すべき「社会的・連帯経済体制とは何か」を再論することになるが、その際まず、本稿が強調する「社会的企業」概念、さらには、「『社会的・連帯経済』体制」の説得力を高めることを期待して、「増補版論文」で手掛けた「ハーバーマス読解の批判的掘り下げ」に始まる『市民的公共性』概念の批判的豊饒化をさらに進める（2）。

その後、節を改め、これまた増補版論文で手掛けた「社会的・連帯経済体制」のイメージについて以上の再論を踏まえて若干の補足や強調を加えたい（3）。

(D) 最後に、深まり行く持続可能性の危機に向けて、「社会的・連帯経済体制」構築のための戦略的課題をスペースの許す範囲で、若干でも言及しておきたい（4）。

## 1 深まり行く持続可能性の危機

21世紀初頭のわずか10年のうちに起こった「9.11」、「リーマン・ショック」、そして「3.11」は啓蒙以来の近現代社会の持続可能性の危機の極度の高まりを示す象徴的な出来事であろう。

「9.11」についていえば、国民国家は主権の名の下に暴力を独占し、当該社会秩序の最終的担保者として自己を任じ、国民国家間の争いは、国家間の戦争によって処理すべきとされた。ところが、「9.11」は従来の戦争の形態をテロ・反テロ戦争に変えた。そして、その後の経過は、覇権国、あるいは列強覇権連合といえども、武力によってテロを封じることがきわめて難しいことを明白に示している。

「リーマン・ショック」は、近現代の社会経済的展開の原動力をなしてきた資本主義のダイナミズムがいまやその持続可能性の危機を高めるダイナミズムに変じてしまったことを劇的に示した。

福祉国家とは、労働者階級の政治的、社会的、経済的同権化を中核にして形成され、全国民的な広義の社会保障制度を不可欠の構成要素とする、現代資本主義に特徴的な国家と経済と社会の関係を表現する用語である。しかし、「黄金の1960年代」を享受した直後から様々な困難を露呈しだした。経済は停滞し、金融緩和や赤字国債による追加需要を創出してもインフレが昂進するだけで停滞は続く。ケインズ政策お手上げの出現である。

これに対して、すべてを市場に委ねよという「新自由主義」が、グローバル覇権保持者から叫ばれ、グローバルに広がった。その帰結として注意すべき2点。

1点目は、とくに金融の自由化による「バブル資本主義化」である。グローバルな規模で歴史的な大バブルが頻繁に発生するようになってしまった。バブルはバブルゆえに弾け、世界金融恐慌から世界経済恐慌へと展開しないわけには行かない。増補論文執筆中にも展開していたリーマン・ショックは、その最も最近のそれであった。

「3.11」ところが、日本は、その直後、さらに、「3.11」（東日本大震災・フクシマ）に襲われたのである。

時の民主党菅政権は、東日本大震災は、「危機の中の危機」であるとして、有識者からなる東日本大震災復興構想会議を設け、「単なる復旧ではなく、未来に向けた創造的復興を目指し」、「被災地の住民に未来への明るい希望と勇気を与えるとともに、国民全体が共有でき、豊かで活力ある日本の再生につながる復興構想」の提言を求めた<sup>(1)</sup>。

復興構想会議は、「復興への提言～悲惨のなかの希望」を提言した（6月25日）。

その前文には、復興構想会議の「3.11」認識と読めるものがある。

「……破壊は前ぶれもなくやってきた。……地震と津波との二段階にわたる波状攻撃の前に、この国の形状と景観は大きくゆがんだ。そして続けて第三の崩落がこの国を襲う。言うまでもない、

(1) <http://www.cas.go.jp/fukkou/pdf/kousou1/siryou1.pdf>

原発事故だ。大自然の脅威と人類の驕りの前に、現代文明の脆弱性が一挙に露呈してしまった事実  
に思いがいたる。われわれの文明の性格そのものが問われているのではないか。」<sup>(2)</sup>

これは、自分たちの文明の認識枠組みの「底割れ」を認める正直な告白である。われわれとして  
も、巨大地震と大津波によって想像を絶する自然の力の巨大さと人間は所詮その大自然と何とか折  
り合いをつけながら共生する他生きようがないこと、そして、フクシマの炉心溶融事故によって、  
「科学技術信仰」というものの危うさを思い知らされた。こうして、啓蒙をもって始まったわれわ  
れの近現代社会システムはとどめを差されたかの感を覚えずにはいられない。

しかし、われわれの危機感を強めるものはこれだけに留まらない。じつはその後の事態の展開で  
ある。

たしかに、「3.11」直後は、多くの人びとが復興構想会議の提言前文の危機認識に共感を覚えた  
と思う。復興構想会議は、「復興7原則」を挙げた。しかし、これらの原則はもともと抽象的で曖  
昧であるが、提言自体となるとさらに曖昧にされ、原則を担保するものが何か、全く分からなくな  
る。むしろ、はっきりとしてくるのは、菅直人内閣が別に決定した「日本再生の基本戦略」  
(2011.05.17)<sup>(3)</sup>の方である。

「東日本大震災は、『危機の中の危機』である。」とそこでもいう。しかし、その危機認識は、「我  
が国は、震災前から経済の停滞、社会の閉塞状況という『危機』に直面していた。」それは、  
「3.11」以前にできていた「新成長戦略」をなぞったものに他ならない。「新成長戦略」とは、  
「90年代初頭のバブル崩壊から約20年、日本経済が低迷を続けた結果、国民はかつての自信を失い、  
将来への漠たる不安に萎縮している。こうした閉塞感が続く主たる要因は、低迷する経済、拡大す  
る財政赤字、そして信頼感が低下した社会保障である。新内閣は、「強い経済」、「強い財政」、「強  
い社会保障」を一体的に実現する。「強い経済」の実現に向けた戦略を示した「新成長戦略」を実行  
し、20年近く続く閉塞状況を打ち破り、元気な日本を復活させる。」<sup>(4)</sup>というものであった。

「復興構想会議」が曲がりなりにも示した「危機中の危機」の「歴史的危機」認識は跡形もなく  
消し去られ、グローバルな市場競争に打ち勝つ、まさに新自由主義的政策への後戻りである。

原発については、さすがに世論に押されて、従来の原発推進を引っ込めて、30年もの長き猶予  
をおいた脱原発をいう。

しかし、再度政権に復帰した自民党の安倍政権は、逆向きに暴走し始める。「9.11」以後、テ  
ロ・反テロ戦争の意味、すなわち、どんなに大量の、核を含む高度の軍事力を備えたにしても、反  
抗者を抑圧しきることができなくなったような時点において、国際紛争解決のオルタナティブを模  
索するのではなく、第9条の戦争放棄条項を放棄して、自衛隊を軍隊と呼び代え、海外派遣も可能  
にするべく、「日本国憲法」改正を謳う。戦争放棄を謳う日本の「平和憲法」こそ、持続可能な21  
世紀のグローバル社会構築のグローバルなコミュニケーションを推進する最も強力な武器となり得  
るにも拘らず。

また、「リーマン・ショック」は、バブルなくして景気回復はなく、それが成功すれば、世界大

(2) <http://www.cas.go.jp/fukkou/pdf/fukkouhenoteigen.pdf>

(3) <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001ngpw-att/2r9852000001ngxy.pdf>

(4) <http://www.kantei.go.jp/sinseichousenryaku/sinseichou01.pdf>

の大バブルになり、それはバブルゆえに弾け、世界金融恐慌—世界恐慌へと展開することを示した。それにも拘らず、安倍政権は「大胆な金融緩和」、すなわち、バブルづくりに乗り出している。新成長戦略と意気込む「三本目の矢」は、すでにみた前政権の新成長戦略と同じくグローバルな市場競争に打ち勝てというまさに新自由主義的政策で、多数の弱者を切り捨てる小泉政権の成長戦略への逆戻りである。TPP参加はその最たるものであろう。そして、さらに危機的なのは、「フクシマ」が恰もなかったかのように、原発再推進へと元に戻るばかりか、未だ、炉心熔融を完全には止められず事故が継続中（どのようになっているのかも判らず）であるにも拘らず、使用済み燃料、放射性廃棄物の最終処理の目処も立っていないにも拘らず、途上国を含めて原発輸出の推進に乗り出している。

## 2 「社会的・連帯経済体制」概念の基礎づけのために

——ハーバーマス批判の掘り下げと「市民的公共性」概念の彫琢

### ハーバーマスの〈「システム」対「生活世界」〉の二項対立的二分法とその問題性

ハーバーマスは、現代社会の問題性を「生活世界」のシステムによる植民地化にみる。そして、そこからの解放の方途を、理想的に開かれた市民たち同士の徹底した討議（コミュニケーション的行為）を通して得る**共有する新たな世界像**（市民的公共性）に求める。

「社会的・連帯経済体制」の基礎づけのために、「増補版論文」でわれわれがなしたことは、市民的公共性を導出するハーバーマスの理論装置の批判的考察を本編よりも掘り下げることであった。2点ある。

一つは「言語論的転回」に関わる点であり、もう一つは、市民同士の理想的に開かれた議論の場は本当にあり得るのかという点である。

まず、前者については、言語はコミュニケーションのメディアとして、人と人との複雑な関係にも立ち入れる強力なメディアである。しかし、万能ではなく、労働における、生活実践における多様で、さらに広範な〈言語を超えるコミュニケーション的行為〉を切り落としてしまうと、言語共同体は身体、生命を失い、とてもシステムに働きかけてこれをコントロールするという力を持ちえなくなってしまうのではないだろうか。そこで、われわれは、言語はもちろん、身体、労働、生活実践、歴史と文化等々を含めての、現象学的独我論から間主観性論への転回を期待したのである。そして、熟議によって獲得した市民的公共性を法制化（システム化）するだけでなく、さらに、それを超える広範なコミュニケーション的行為を通じての問題性克服を展望したのであった。

そのために、拙著の辿りついた境地、〈あいだ〉パラダイム（粕谷 2006, p.9, はしがき）が有効に働いたように思える。ハーバーマスの思考を特徴付けるものとして、二項対立的二分法が目につく。〈目的合理的関心〉と〈解放関心〉の二分法に始まるが、「言語論的転回」後、そこに現れる世界についての、〈システム〉と〈生活世界〉の二分法、〈（「労働」を前項のシステムに包含させた）社会の〈物質的再生産〉における目的合理性〉と〈生活世界におけるコミュニケーションの合理性〉の二分法などがハーバーマス理論の中軸を貫く。このハーバーマスの二分法の〈あいだ〉に隠されてしまうものを探ることによって、社会変革の契機（本稿の場合は、「社会的・連帯経済

体制」構築の契機)を見つけることを期待し得る。

こうして、労働は、指令されたままに働く、賃労働のLaborから連帯や絆を確認しつつおこなう喜びの協働まで、多様な活動に展開、豊穡化し得る。いまや、ハーバーマスの〈生活世界—システム〉のハードな像は、豊穡な〈あいだ〉を抱いたソフトな像に一変する。そして、膨らんだ〈あいだ〉に、「社会的・連帯経済」の諸契機が見え始める。

次に2点目。理想的に開かれた討議は現実には可能なのか。現実の世界では、社会的に排除されているもの、未来世代、「声なき声」、さらには大地の自然はその存在すら参加者に気付かれないか、現在の参加者に都合よくディスカウントされる。

そこで、増補版論文で次になしたのは、今日の支配的政治思想ないし民主主義類型であるロールズの正義論に対する批判(ハーバーマスもロールズと同類型で置換可能と考えて)を、フェミニズム、とくに差異派フェミニズムやカルチュラル・スタディーズの多文化主義からの批判をもってこれをおこなった。それは、フェミニズムからの批判が平等派リベラリズムの問題性をその最も深いところで突き、「市民的公共性」概念の多様性、重層性を明らかにしてくれると思われたからである。まず、次のような平等派フェミニズムからの批判を取り上げた<sup>(5)</sup>。

平等派フェミニズム—リベラル・デモクラシー③(○付数字は、後掲改訂図参照)

ギリシャの公民にしても、近代の共和国の市民にしても、パブリックな世界で義務を負い、権利をもったのは家族の長である成年男子に限られ、女性やその他の家族は義務を果たす能力を欠いているとみなされ、プライベートな世界に押し込められ、パブリックな世界での権利を奪われていた。福祉国家もその労働市場も、男性稼得者モデルを踏襲した。フェミニズムは、出発当初から、この公民としての権利の獲得、平等化を求めて闘ってきたが、女性の労働市場への進出が進んだ1960年代以降、本格的な高揚期を迎えた。この平等派フェミニズムはリベラル・フェミニズムと違ってよかろう(ロールズもハーバーマスもこれを認めるようになる)。

ついで、平等派フェミニズムも排除から無縁でないことを告発する「差異派フェミニズム」—「ケアの倫理」④、さらに、差異派フェミニズム(「女性間の差異」)から「多様で交差する差異」—「多文化」主義⑤へと議論の場への参加者が多様になってくると、カント、ロールズ、そしてハーバーマスなどリベラル・デモクラシーの旗手たちの世界の抽象性、普遍性をもつ問題性がはっきりしてくる。

そして、それらの連帯によるラディカル・デモクラシー(文化政治的ラディカリズム)⑦が現れる。

ナンシー・フレイザーは、「ジェンダーの差異」から「女性間の差異」へ、さらに「多様な交差する差異」へという展開、さらにまた、「多様な交差する差異」における、アイデンティティと差異は相関的に構築されたものであるとする反—本質主義的見解⑥も、文化的形態の多様性を主張する多文化的な見解も手放すことができない収穫だという。しかし、アイデンティティと差異からなる〈文化的な政治〉と正義と平等からなる〈社会・経済的政治〉を連関させるが必要だとい

(5) 政治思想、デモクラシー類型については「増補版論文」のそれに基づくが、さらに簡略化した。「増補版論文」での類型化の典拠は、Hobson, Barbara, Jane Lewis, and Birt Siim eds. (2002), 有賀誠・伊藤恭彦・松井暁編(2007)『ポスト・リベラリズムの対抗軸』ナカニシヤ出版, D.トレンド(1998)などを参照した。

う。そのような政治をラディカル・デモクラシー（政治経済的ラディカリズム）⑧と呼ぶことができよう<sup>(6)</sup>。

政治思想、民主主義類型間の議論のアリーナから従来排除されていた人びとや論点が加わることによって、互いに共有する政治思想、民主主義像、世界像や価値が差異の多様性に富み、幾層にも重なり合って厚みを増していくこと（それをわれわれは市民的公共性の多様・多元・重層性の豊饒化という）を読み取って頂きたい。

ここで、「社会的・連帯経済」の基礎づけのために、先ほど触れた〈あいだ〉パラダイムの適用が有効に働く。

これを図解しようとして、改定図を示した。左半分にハーバーマスの〈生活世界とシステム〉の二分法の〈あいだ〉を探る図解を、右半分に今整理した相争う政治思想あるいは民主主義の配置図を配して接合を図ったものである。しかし、紙幅の制約で、直ぐ後で加える〈リベラル・コミュニタリアン論争〉を踏まえた〈改訂図〉のみを掲載するが、本質的なところでは変わりはない。

まず、左側の二分法の〈あいだ〉を探る図解を見て欲しい。生活世界とシステムの単なる対抗ではなく、〈親密圏→アソシエーション→市民的公共（性）圏〉、そして、それが法制化されてシステムに転化するという、〈あいだ〉の漸次的性格変化を図解した積りである。この分節化されたコミュニケーション的行為（熟議）を右側の政治思想、デモクラシー類型に対応させることによって「市民的公共性」の多様化、多元化、重層化が〈あいだ〉を架橋（連帯）するべく、今まで排除されていた人びとの包摂、参加こそが社会的・連帯経済構築の、社会経済改革パワーの源泉となっていることを見て取れるのである。

ところで、その後、『現代の』コミュニタリアニズムを唱導する菊池理夫・小林正也など、またその延長上に壮大なスケールで「公共哲学の復権」を唱導する山脇直司（『グローバル公共哲学』）らの著作に触れた<sup>(7)</sup>。そして、あらためて、「リベラル・コミュニタリアン論争」をフォローしてみた<sup>(8)</sup>。そして、そこから得るものが「市民的公共性」概念の多様・多元・重層性とともな社会連帯経済体制とは何かを明らかにすることに資するように思われた。

### われわれから見ての、リベラル・コミュニタリアン論争の成果

リベラル・コミュニタリアン論争の内容は、もっとも簡潔には、個人と共同体の関係について、リバータリアンとコミュニタリアンは、平等派リベラリズムをそれぞれ真逆の方向から批判していることに窺える。リバータリアンは、個人の自由を国家（つまり共同体）が制約するとして平等派を批判する。コミュニタリアンは逆のベクトルからリベラルが孤立した個人の自由を強調し過ぎて共同体との結びつきを軽視し過ぎてしていると批判する。

(6) ナンシー・フレイザー「平等、差異、ラディカル・デモクラシー」D.トレンド編（1996）。

(7) 菊池理夫（2004）、菊池理夫・小林正也編著（2012）、山脇直司（2008）、山脇直司（2011）。

(8) 論争の性格については、主として以下を参考にした。ムルホール・スウィフト、和訳者代表、矢澤正嗣・飯島昇蔵（2007）『リベラル・コミュニタリアン論争』勁草書房、キムリッカ、和訳者代表、千葉眞・岡崎晴輝（2007）『新版 現代政治理論』日本評論社など。

ロールズの正義原則は、無知のヴェール（人々は社会において自分がいかなる地位を占めるか、自分自身の才能ないし自然的な素質がいかなるものか知らないという仮定）のもと（原初状態）で、合理的に合意し得る原則として導く。

この原初状態によってモデル化されたりベラルの諸主張、すなわち、論争のアジェンダをムルホル・スウィフト『リベラル・コミュニタリアン論争』は5つ挙げる（和訳、pp.11-41）。

①（リベラルの、すべてに先立つ）人格の構想 ②非社会的個人主義 ③普遍主義 ④（リベラルの）道徳的主観主義か、（コミュニタリアンの）歴史・環境にも規定される客観主義か ⑤反完成主義と中立性

（リベラルがリバータリアン寄りに、国家の干渉に消極的なものに対して、コミュニタリアンは国家による支援を強調する。）しかし、本稿ではこれらの論点について紹介する余裕はない。われわれがそこから何を汲み取ったかだけ、これもごく簡単に述べよう。

(1) リベラルとコミュニタリアンの双方とも、論争の過程で、「変容」・脱構築し、収斂していったことで、議論の有効性を例示したこと。もちろん、さまざまな論争をめぐる社会、歴史環境の変化などにも影響されただろうが（それもコミュニタリアンの強調する「社会的テーゼ」に関係するであろう）。

(2) コミュニタリアンのコア・フレーズは、「社会的テーゼ」ないし「社会的存在論」といってよく、人間存在の相互依存性、共同性に関心を集中し、議論・コミュニケーション的相互行為主体たろうとする。とくに、リベラルが非人格的システム（市場や法・制度・手続きなど）を前提に道徳、倫理に留まるものに対して、相互に、他者に働きかける実践性を示す。そして議論・コミュニケーション的相互行為が主としておこなわれる場は、「生活世界」と「システム」の〈あいだ〉に他ならない。

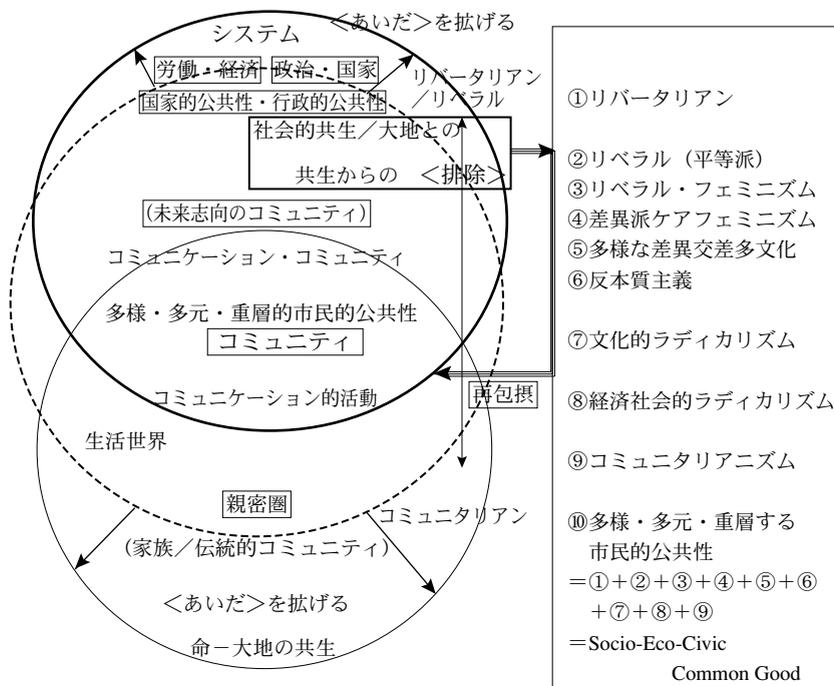
(3) 前項でフォローした一連のロールズ正義論批判は、以上のようなコミュニタリアンの主張と親和的である。但し、人間存在の相互依存性、共同性こそコミュニタリアンのアルファであり、オメガであるにも拘らず、ただ一点、他でもない、コミュニタリアンも、女性を議論のアリーナから排除していた。コミュニタリアニズムのアキレス腱はフェミニズムといえよう。逆に、女性がリーダーシップを執ったコミュニタリアニズムは、「善き社会（共通善）」への最も強力な推進力となり得るだろう。

(4) そして、われわれの〈あいだ〉パラダイムを適用すると、生活世界とシステムの〈あいだ〉にこそ、コミュニケーション的行為の、具体的な場（フィールド）として、（現象学的な「生活世界」概念に代えて）歴史的・現実的・具体的な「コミュニティ」を見出すことができるのである。かくて、われわれの（改定図）は以下のようなになる（次ページ参照。太線の円はシステム、細線の円は生活世界、破線の円は〈あいだ〉を示す）。

## コミュニティ論

ジェラード・デランティ『コミュニティ—グローバル化と社会理論の変容』は、まとめの最後で、「伝統的な価値に基づく場所に限定された小規模な単位だとする、伝統的なコミュニティ概念から出発して、モダニティの時代の対話的な力の一表現としてのコミュニティという見方へと移動して

改定図<生活世界／システム>の対抗・重合の諸相と政治思想／デモクラシー類型



いき、グローバルな世界の一環としてのコミュニティという解釈にたどり着いた。社会の原子化と国民社会（national society）の侵食が進む中でコミュニティは解き放たれ、グローバルなコミュニケーションという形で新たな生命を与えられるにいたった。」<sup>(9)</sup>と、未来志向のコミュニティ再生の方向を提示する。……「しかし、これらの新たなコミュニティは、……帰属に対する希求以上のものではなく、これまでのところ、場所に代わるものとなっていない。コミュニティが場所との結びつきを確立できるか、それとも想像された条件に留まるか、将来のコミュニティ研究にとって重要なテーマとなるだろう。」<sup>(10)</sup>と問題を提起している。

翻訳者のひとりの山之内靖は、訳者解説のなかで、デランティのこの締めくくりの文章に注目して次のようにコメントする。「……対話的コミュニケーションやヴァーチャル・コミュニケーションは、それだけでは現代社会全体を特徴づけている「脱身体的」傾向に対して、明確な対抗の原理をもち得ないのではなかろうか。……『言語論的転回』を中心軸として構成されたポスト・モダニズムの諸潮流は、……身体性のモーメントを脱落させてしまったのである。／身体性の欠落は、人間相互の社会関係だけではなく、人間の生命活動がそこに根源的に根ざしている自然との関係においても重大な問題を惹き起こす。……身体的感覚を取り戻す場としてのコミュニティを再構築しなくてはならない。／人間の存在は地球という「場所」とともにあるのであり、人間はその「場所」の

(9) G.デランティ、和訳（2006, pp.260-261）。

(10) G.デランティ、和訳（2006, pp.271-272）。

ありように従って生きなければならない。」<sup>(11)</sup>

われわれは、この山之内靖のコメントに深く共鳴する。かくして、右に配置された多様なコミュニケーション的相互行為（含、身体的行為）の重なり合いによって共有される多様・多元・重層的市民的公共性（Socio-Eco-civic Common Good）の構築は、改訂図の左に配置されたシステムと生活世界の「あいだ」に希求されるコミュニティの再構築と重なってくるのである。

さて、以上で、「社会的・連帯経済」が担う「市民的公共性」概念の豊富化の追求はひとまず終え、つぎに、「社会的・連帯経済」の具体的ありようを、マイクロ像ばかりでなく、次いで、メゾ、マクロ次元との、さらには、グローバルな次元まで重層するありようのイメージを追うことにしよう。叙述の進行のうちに理解されるであろうが、われわれのいう「社会的・連帯経済」は、マイクロといっても、アトミズムのように、全体から孤立して存在しているわけではない。しかし、まずは、マイクロ像から始めよう。

### 3 注目される社会的経済の新展開としての「社会的企業」

——サードセクター、NPO、社会的経済、社会的企業、連帯経済

#### サードセクター

先進諸国、途上国を問わず、「社会的目的」、あるいは公共的目的を追求しながら、政府セクター（第一セクター）にも属さず、利潤追求を旨とする企業セクター（第二セクター）にも属さない「第三」の組織の台頭が注目されている。それらは、国によって多様な名称や形態をとっているが、われわれの周り（日本）ではNPOと呼ばれるものが比較的通りがよくなってきている（それもやっと最近のことであるが）。

#### NPO

これは、アメリカ生まれで、じつは、国際比較の便宜のため、アメリカ内国歳入庁の税優遇の条件項目を適用したものである<sup>(12)</sup>。

①法的にはないにしても、実質的に制度化されている組織。②制度的に政府から独立している組織。③ある程度の「公共」目的を有しており、利益配分をしないこと。④自己統治組織。⑤有意味な程度の自発的参加。⑥宗教組織が関係する各種NPOは含まれるが、宗教組織そのものは除く。⑦非政治的であること。

サラモンたちの非営利セクターに関する、各国の研究者や関係者を動員する大規模な国際比較研究を契機にこの定義は一举にグローバル化した。

#### 社会的経済 社会的企業

しかし、他方、欧州では、19世紀後半から20世紀初頭にかけてジードらによって主張された「社会的経済」という概念—〔アソシアシオン（人びとの自発的な集まり）がイニシャティブをとって

(11) G.デランティ、和訳（2006, pp.299-301）。

(12) L.サラモン・H.アンハイヤー、和訳（1996, pp.20-25）。

自分たちの境遇を改善していく、という概念] ーが、1970年代に入ってまずジードの祖国・フランスで再生し、ECレベルにも広がった。EU委員会が「社会的経済」をどう位置づけているかウェブの同委員会HPから窺うと次のようになっている<sup>(13)</sup>（和訳は粕谷）。

「いわゆる社会的経済（協同組合、共済、NPO、基金、そして社会的企業を包摂する概念であるが、『社会的経済企業』とも呼んでいる）は、欧州全域に一連の財とサービスを供給し、数百万の仕事を生み出している。」と、紹介し、「社会的企業」も含む「社会的経済企業」の共通の性格について、次のようにいう。

- ・より効率的な市場競争力の強化に貢献するとともに、連帯と社会的統合の増進にも貢献する。
- ・その主要な目的は、投資への見返りを獲得することではない。社会的経済企業は、性格として、ステイクホルダー経済（企業を創設した人々、彼らの共通のニーズ、そして、彼らが貢献しようとしている人々に関わる関係者による、関係者のための、関係者の経済）の一部である。
- ・それらは、一般的には、連帯と相互扶助原則、また、成員の“一人一票”原則によって運営される。
- ・それらは、変化する社会経済的環境にチャレンジするべく柔軟で、革新的である（それらは、アクティブにコミットする成員とともに非常にしばしばボランティアな参加者を基盤としている。）

では、狭義の「社会的企業」特有の特徴は何処にあるのであろうか<sup>(14)</sup>。

- ・「社会的企業」は伝統的な公私両セクターのあいだに位置する。
- ・社会的目的をもっていること。鍵となる顕著な特徴は、その社会的目的が、民間セクターの企業者精神と結合していること。

そして、企（起）業者精神について、①継続的な生産and/orサービスの販売 ②自立性 ③かなりのレベルの経済的リスクをとる。④最小限の雇用労働（共同所有、ボランティア、あるいは自営、ファミリー・ビジネスなど、いずれも契約的雇用以外の多様な労働を想定してか？ー引用者）

それと結合する社会的次元のイニシャティブとして、以下を挙げる。

- ①イニシャティブは、市民グループがとる
- ②決定権は、資本所有に基づかない
- ③その活動に関わる人々を含む事業参加
- ④利潤分配の制限
- ⑤コミュニティの利益となる明確な目的

そして、さらに次のように続ける。社会的企業は、EUすべての国に存在している。しかし、これらの企業のための凡EUの単一の法人格はない。多くの社会的企業は私的会社として、他は、社会的協同組合、アソシエーション、ボランティア組織、チャリティまたは共済組織として登録されている。そして、いくつかは法人組織化されていない。

(13) [http://ec.europa.eu/enterprise/policies/sme/promoting-entrepreneurship/social-economy/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/enterprise/policies/sme/promoting-entrepreneurship/social-economy/index_en.htm)

(14) [http://ec.europa.eu/enterprise/policies/sme/promoting-entrepreneurship/social-economy/social-enterprises/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/enterprise/policies/sme/promoting-entrepreneurship/social-economy/social-enterprises/index_en.htm)

(このことがいわゆる社会的経済、社会的企業をも含む社会的経済企業の共通の特徴がすでに「社会的企業」的なものになっているのかもしれない。－引用者)

しかし、それらの多様性にも拘らず、「社会的企業は、主として、以下の3つの領域で活動している。

- ・労働への再統合（再訓練、失業者の労働市場への再統合）
- ・対人サービス（子供のケアサービス、高齢者のためのサービス、近隣コミュニティのためのサービス、障害を抱える人々の助けとなるサービス）
- ・ローカル地域の発展（衰退農村地域、都市の近隣コミュニティの再生や発展）

ところで、アメリカでも、歴史的背景や形態に違いはあれ、経済成長が行き詰まり、福祉需要の増大の中で財政危機に迫られ、NPOを支えられなくなっている。これを打開すべく期待したのが、企業家精神の鼓舞による社会的目標と経済的目的の結合としての「社会的企(起)業」化(家)への期待であるといえようか。

原田晃樹・藤井敦史・松井真理子(2010)『NPO再構築への道』は、第五章「社会的企業とは何か」(執筆は藤井敦史)で、以上にみてきた欧州の社会的企業とアメリカのそれとを、それぞれの代表的理論を取りあげ、二つの理論的潮流として比較検討している。そして、同章の小括において、次のようにいう。

「基本的に両者の違いは、米国の社会的企業論では、主として社会的起業家という個人に焦点が当てられ、社会的起業家によるイノベーションや経営戦略のあり方が問われているのに対して、欧州の社会的企業論は、社会的排除問題というイシューを前提して、より包括的に、組織の所有構造や制度的環境(社会的企業を規定する法、雇用や地域再生に関わる政策)を視野に入れて説明している点にある。それと同時に、2つの社会的企業論では、社会的企業観そのもの、とりわけ、目指すべきガバナンスのありかたについて大きな差異がある。前者の米国の社会的企業論では、社会的起業家のアイデアや行動の自由な展開が重視されるので、諸々のステイクホルダーによるガバナンスへの参加は、むしろ集成的意思決定のコストを引き上げる制約要因として否定的に捉えられがちである。一方の(欧州の)EMESネットワークの社会的企業論は、連帯経済を基盤として、……マルチ・ステイクホルダーの参加した所有形態を重視しており、多様なステイクホルダーが参加する中から、そこでの目的が集成的利益として紡ぎ出されることに重点を置いている。こうしたことから、米国の社会的企業論が、相対的に市場至上主義的な傾向が強いのに対して、EMESネットワークの社会的企業論は、より地域社会への密着や参加型経営を要請するので、規模の経済やスピードが問われる純粋な市場競争とは適合的でなく、むしろ、社会性と企業性の両立を可能とする連帯経済のあり方や制度的環境を重視する理論構成となっているとみなすことができるだろう。」(pp.120-121)

この記述を踏まえて、既述のEU委員会の「社会的企業」に関する説明を読むとき、その行間にもたれわたる理解を及ぼすことができよう。

こうして、欧州型社会的企業の全体像が眼前に彷彿としてきたところで、いわば悪乗りして、われわれの前章までの乱暴な叙述に調子をあわせるべく、さらに荒っぽく切り詰めてわたくし流にい

えば次のようになるであろうか。

社会的企業のアルファかつオメガは、ソーシャル・キャピタル（社会的諸関係資源）にある。すなわち、人と人との（じつは、人々と大地の自然ともだが）関係（連帯、繋がり等々）の重なりが生み出す人々の潜在可能性（capability）の増進にある。

### 連帯経済

ところで、説明なしにすでに、引用文に、また、わたくしの記述において頻出している連帯経済とは何か。

このことも、すでに「増補版論文」で述べたところであるが、今一度確認しておこう。

北島健一によれば、「連帯経済論者は、……（連帯経済の一引用者）プロジェクトを共有する人々同士の関係は、インタレストに基づいた契約関係でもなく、また支配者／被支配者という権力的な関係でもなく、互酬性原理の基礎にある社会関係、共生的な関係に特徴付けられていると見た。」という。すなわち、法的にもインフォーマルで、必ずしも市場で貨幣的に表現されない互酬関係を組み込んだ経済活動を連帯経済とっているようである。<sup>(15)</sup>

また、西川潤は、シャルル・ジードの『社会的経済』を讀解して、「『社会的経済』とは、具体的な非営利事業を指すが、『連帯経済』とはマクロレベルで、より社会的連帯を重視する組織を意味する、より抽象性の高いレベルのものとして使われている。」<sup>(16)</sup> という。しかし、西川潤自身は、もっぱらマクロレベルというわけではなく、連帯経済を「マクロ、メゾ、ミクロの三つのレベルで存在し、資本蓄積を動因とする資本主義（システム—引用者）を『連帯』という外部性（北島のいう、互酬性原理の基礎にある社会関係、共生的な関係—引用者）によって変容させるとともに、……営利・非営利・権力各セクターの相互関係を重視する。」<sup>(17)</sup> ものとして理解する。

少々短絡的かもしれないが、欧州型社会的企業の基盤的基礎ともいえるソーシャルキャピタル（社会的諸関係資源）を、いわば生のまま直接に表現しているのが、連帯経済なのではないだろうか。

さらにいえば、近代化、資本主義化によってシステム化される以前の伝統的経済は、まさに連帯経済であったのであり、近代化、資本主義が頂点に達し、おそらくそれゆえ、経済、国家両システムとも機能不全（危機）に陥った。そこで今再び連帯経済を呼び戻すことが要請されるに至ったのであろう。しかし、それは、さまざまな旧制度の抑圧下にあった過去の連帯経済のままではない。前節で彫琢したような〈多様・多元・重層的「市民的公共性」〉、あるいは、Socio-Eco-Civic Common Goodを追求し、体現しようとする未来志向の市民たちによる連帯経済である。読者は、この語り口に見覚えがあるであろう。そう。前項の〈コミュニティ〉の再生の要請とそっくりである。

連帯経済再生のありようは地域によって、また、制度環境などによって多様であろう。欧州型社会的企業は、EU委員会のいうように、連帯経済を基盤的基礎として、その経済的次元と社会的次元のイノベティブな融合を創出するのである。その結果、藤井敦史等のいうように、多元的なステイクホルダー参加型の所有構造とガバナンスによって特徴づけられる社会的企業となる（原田・

(15) 北島健一「連帯経済論の展開の方向」西川潤（2007, pp.81-82）。

(16) 西川潤・生活経済研究所編著『連帯経済』（2007, p.14）。

(17) 同上（2007, pp.18-19）。

藤井・松井 (2010, p.121))。このような社会的企業、あるいは連帯経済こそがシステムと生活世界の〈あいだ〉に、未来志向の〈コミュニティ〉を再生するのである。

それに対して、米国型社会的企業は、いかなる価値を追求し、体現するのであろうか。〈経済性と社会性のイノベティブな融合〉といわれるが、経済性はシンプルで分かり易い。すべてを貨幣価値に還元し、投下資本に対する利潤、すなわちより高い利潤率ということである。それに対して、社会性、社会的目的とは、藤井敦史のいうように、投下資本家、あるいは、そのエイジェントが自由に選択する社会的目的である。ロールズのような平等派リベラリズムをも批判する所有権自由主義、〈リバータリアン「社会的企業」〉と形容矛盾を犯す他ない。ある社会的目的を組み込むイノベーションといっても、当然、市場競争上の優位性がその社会目的と少なくとも同等以上の優先性をもつ。リベラル・コミュニタリアン論争が持ち込んだ社会的テーゼを欠き、「多様・多元・重層的市民的公共性」は、全く目に入らない。

かくて、藤井敦史のいうように、購買力を持たない被排除者は市場に買手として登場できず、包摂されないままとなる(原田・藤井・松井 (2010, pp.108-109))。また、社会的企(起)業家も、イノベーターは定義上、少数者であり、大多数はフォロワーとして過当競争に巻き込まれ、敗退を余儀なくされる。

ところで、第1節で、現代社会の持続可能性の深まり行く危機について若干の考察を加えたが、それは、米国型と欧州型の社会的企業への期待に何を示唆するか。米国型の社会的起業にとって大前提である市場社会自体がバブルによるほか持続しえなくなっており、バブルはバブルである故に弾け、世界金融・経済恐慌の引き金となる。米国型社会的企業は、このバブルと大デフレの大波に翻弄されざるを得ない。このような状況に備えるために、さらには、このような状況に陥らない持続可能な経済社会の構築に向かうことが可能なのは、ソーシャル・キャピタルを動員し、それを駆動力とし得る連帯経済を基盤とする欧州型社会的企業であろう。

#### 4 「社会的・連帯経済体制」素描

以上によって、社会的・連帯経済像、とくにそのマイクロ像はいくらかでも理解しやすくなったことを期待したい。

さて、次に、「社会的・連帯経済体制」が、マイクロな次元からメゾ次元、マクロ次元、そして、グローバル次元へと重層化するにしたがって、どのようなものにまでその可能性を広げ得るのか、ごく大まかにでもそのイメージを描いて見たい。けれど、すでに、しばしば言及しているように、「社会的・連帯経済」の特質は、マイクロ次元に留められないところにあるからである。「増補版論文」でも、社会的統合の一つの具体例として、社会的被排除者を労働市場へ再包摂する社会的連帯経済のありようを「架橋的労働市場モデル」<sup>(18)</sup> (宮本太郎)によって垣間見た。(個々の社会的連帯経

(18) 宮本太郎 (2003, p.30)「ヨーロッパ社会的経済の新しい動向」、社会的経済促進プロジェクト編 (2003)『社会的経済促進に向けて—もう一つの構造改革〈市民・協同セクター〉の形成に向けて』同時代社。

済がすでに多様な社会的関係資源を動員し束ねて成り立っているが、それは前項までに説明済みとして、)本稿では、多様な社会的・連帯経済同士が連帯しながら（マイクロ・マイクロ連帯）、社会的包摂のある領域（メゾ次元）を構築し、それらを福祉国家の福祉政策に組み込み（マクロ次元）、マイクロ・メゾ・マクロの重層性をもって福祉国家と福祉市場に組み込む可能性をこのモデルに読み込みたい。

また、自然の大地と人びとの命と暮らしの共生の一つの具体例として、集落営農と産消混合型協同組合（マイクロとメゾ次元）によって垣間見た。そして、内橋克人の提唱するFEC（Food（食）Energy（エネルギー）Care（ケア））自給経済圏<sup>(19)</sup>（これは、マイクロ・メゾ・マクロの縦横の連帯、そして自治体との連帯なくしてはその構築は難しい）から、本編ですでに紹介していた「市民的公共性」の経済と国家への「浸透」の多様なルート（いわば、マイクロ、メゾ、マクロの重合次元）を図解し、さらに、(L) ローカル—(N) ナショナル—(G) グローバルに重層する次元のイメージ図（世界の草の根からの「市民的公共性」拡張のベクトルと新自由主義をグローバルに推進するベクトルの対抗も視野に入れた図）を再掲しておいた。

本稿で若干補足すべき、あるいは、より強調すべき諸点は次のようだろうか。

①社会的統合の典型例としての、「架橋的労働市場モデル」については、上でのわれわれの議論からすれば、社会への再包摂は、雇用労働にばかりでなく、ソフトなコミュニケーション的活動への再包摂、その最も期待しうるかたちは、とりわけ、自分たちで出資し、経営し、働くワーカーズ・コレクティブ（労働者協同組合）の起業としての社会的企業の広範な起業による、自分たちによる自分たちの再包摂であろう。それは、いうまでもなく自分たちによる自分たちのコミュニティの再生の原動力となろう。

②つぎの大地の自然と命と暮らしの共生の典型例としての「集落営農と産消混合型協同組合（生産者と消費者の双方をともに組合員として組織する協同組合）」（河野尚踐<sup>(20)</sup>）については、補足しきれないほどの含蓄に富むが、次のような点だけでも指摘しておかねばなるまい。上に述べた社会的統合も、大地の自然との共生なしには考えられない。そして、それは、大地の自然とのコミュニケーション的相互行為（たとえば、実際に言葉を交わさずともわれわれが大地に働きかければ、大地は応答し返す。大地と共生するように働けば、大地はわれわれの命と暮らしの持続可能性を支える。近代巨大科学技術によって大地の自然をコントロールしきろうとすれば、「3.11」の巨大災害によって返答し返す。未来志向のコミュニケーション・コミュニティは、その多様・多元・重層的な「市民的公共性」の基底にわれわれの生命の誕生とともに始まった大地の自然とのコミュニケーション的相互行為の現在までの諸帰結を重ね合わせたもの、Socio-Eco-Civic Common Goodを、その基盤的基礎として置かねばならない。

今日の新自由主義的なグローバリズムのなかで、首都圏一極集中と地方農村コミュニティの崩壊が顕著になってきている。集落営農は、集落というコミュニティに住む人々自身が関わり合って営む営農形態である。参加する農家数、営農全体の規模・範囲、農家の土地条件、

(19) 内橋克人（2003）『もう一つの日本は可能だ』光文社。

(20) 河野尚踐（1998）『産消混合型協同組合—消費者と農業の新しい関係』日本経済評論社。

機械設備の所有状況もさまざまであろう。しかし、外に向かって（内に向かっては女性に）開かれたすべての参加者による徹底した議論・実践が紡ぎだすコンセンサスによる決定が条件である。これは、まさに、社会的企業・ステイクホルダー経済、あるいは、優れて連帯経済というに相応しい。

よく言われるように、農業は多くの多面的機能を持つ。食糧安全保障、水資源涵養、環境・生態系保全、景観保全や安らぎの提供、文化伝承、就業機会の提供、地域社会の維持活性化などがそれである。現代では、これらの機能はそれぞれ別々に、甚だしくは、個々の投機家の短期的な利潤極大化を目指しての投機的分業に分断されて遂行されていることも多い。農業・農村コミュニティは、それらすべてに関わりあう。農村コミュニティの集落営農、あるいは、集落営農間・連帯営農は、そのステイクホルダーの延長上に、これらをすべてネットワークで架橋し、様々な形態をとりながらも連帯経済の範囲を一挙に拡げ得る潜在可能性をもつ。

また、これもよく言われることであるが、農林水産業は、上記の多面的機能とともに、6次産業化（一次産業生産物を加工する二次産業、それらに関わる流通・サービスなどの第三次産業を掛け合わせた産業コンプレックス化）の可能性ももち、地域のソーシャル・キャピタルに依存するしかない、コミュニティ・ビジネス活性化の一大梃子となり得る。

このように「集落営農」社会的企業（連帯経済）による連帯経済の広がり、社会的統合の「架橋的労働市場」的連帯経済の広がり、と相乗効果を発揮して、連帯経済圏をコミュニティ全域に広げる。さらに、エネルギー生産についても、大地の自然とわれわれの命と暮らしの共生的循環のうちこれをこなうコミュニティの連帯経済によってのみ、持続可能なものとなろう。同じく、グリーンエネルギー革命といっても、グローバルな新自由主義的な過当競争市場において、様々な優遇措置によって多国籍大企業までの参入を促すのは、社会的統合と大地の自然との共生を構築しようとする人々のコントロールの下には収まりそうになく、むしろ、コミュニティの解体をさらに進める恐れが濃厚である。

しかし、これは、FEC経済圏をローカル・コミュニティに閉じ込めようとするのではない。ローカル・コミュニティ内でローカル・コミュニティのすべてのニーズを満たすことは不可能であろう。そこでキーワードとして登場するのが「補完性原理」である。少なくとも、FEC経済圏においては、できるだけ自給を図るが、難しいものは近隣のコミュニティ間で補完し合う、それでも難しい場合は、より広範（上位）の圏域のコミュニティ間で補完するという原則である。この場合、単なる補完に終わらずに、補完する側も含めて、互いのCapabilityの増進という観点が重要となる。恰も社会的被排除者の社会再参加・包摂の場合、当該被排除者の積極的な社会参加のケイパビリティ増進はもちろん、周囲の人々のケア能力を始め社会的諸関係を増進するケイパビリティの増進が重要なものと同じである。

こうして、連帯経済は、多様に重なり合いながら、また、ネットワーキングしながら、FEC経済圏という岩盤を備え、持続可能性—ソーシャル・キャピタルを広範に、重層的に積み上げることによって、経済成長に依存しない、完全雇用のオルタナティブとしての、「完全従事社会」（福土正博、2009）を構築し、持続可能性を高めるのである。

ところで、以上のことは、日本一国のみに限られた話ではない。本編、そしてまた、「増補版論文」で論じたように、各地域、各国、そしてグローバルに通底する。したがって、ここで強調すべきことは、上で強調したこと、すなわち、まずは何よりも、自他共に、とても両立し得ないと思っている人々のあいだで、〈カネと権力〉の影響を取り除いたところでの限りなく開かれた議論・コミュニケーション的相互行為が結果する何らかの了解をもとに、お互いの生存を確保する（社会的統合、大地の自然との共生）FEC連帯経済圏を創出すること。そのために、周囲からの支援ネットワークの大きな束が必要であろう。この支援の過程で、支援する側も支援される側もケイパビリティを増進する。ローカル・コミュニティにしる、ナショナル・コミュニティにしる、グローバル・コミュニティにしる、その基底部に連帯経済からなるFEC連帯経済コミュニティを備えることによって、持続可能性を確保することができよう。このようにFEC経済圏がローカル・コミュニティにしっかり根付くようになれば、市場経済がグローバルなスケールで発展しても、いまやその市場には、連帯経済、あるいは、「市民的公共性」が埋め込まれていると言い得ようか。グローバリゼーションは〈連帯経済的グローバリゼーション〉としてのみ持続可能的になり得る。

## 5 深まり行く危機が促す戦略的課題

1で確認したような持続可能性の深まり行く危機は、社会的・連帯経済体制構築の必要性がより切迫しているということの意味する。しかし、ソーシャル・キャピタルの必要量に対して、供給量は圧倒的に足りない。社会的企業をいかにして促進し、その力量をいかに高められるのか。換言すれば、人類は、いま、人類とは何であり、何になりうるのか問われているのである。

その一つは、正攻法、すなわち、社会の持続可能性をより多く頼み得るのは、欧州型社会的企業であろうが、しかし、日本の実態を踏まえて、藤井敦史等がいうように、日本では、EU委員会のHPが紹介しているような社会的企業の促進、力量増進の法、制度、政策がまったくといってよいほど整っていない。それゆえ、まずは、社会的企業側が相互間のネットワーク機能を高め、中間支援組織などのインフラを整備しつつ、政府・自治体とのパートナーシップなど政府・自治体の政策に社会的企業を組み込ませるなど社会的企業がアクティブに働きかけることを訴える。

われわれも、「増補版論文」で、「社会的・連帯経済」促進戦略として、社会的統合のための「福祉・就労ニュー・ニューディール」、大地の自然との共生のための「グリーン・ニュー・ニューディール」を掲げた。ここでは、それらをいっそう促進すべく、「社会的企業育成促進法」など社会的企業法制を整え、社会的企業への参加を条件とする参加型ベーシックインカム政策など大胆な社会的企業促進政策を提起し、架橋的連帯経済や集落営農を基盤とするコミュニティ再生連帯経済論に向けて、少なくとも大議論を巻き起こし、社会的連帯経済の可能性の認知を飛躍的に促進することを提起したい。

その国民的大議論は、すぐには、コンセンサスが容易でない場合でも、必ずしも、結論を急がず、暫し、戦略的妥協（modus vivendi）をも交えた熟議が一社会的・連帯経済の社会運動的实践とともに一必要であろう。その先にこそ、脱成長、脱原発の持続可能なコンヴィヴィアルな社会経済シス

テムへの道が開けてくるはずである<sup>(21)</sup>。

(かすや・のぶじ 法政大学名誉教授)

## 参考文献

有賀誠・伊藤恭彦・松井暁編 (2007) 『ポスト・リベラリズムの対抗軸』ナカニシヤ出版。

粕谷信次著 (2006) 『社会的企業が拓く市民的公共性の新次元—持続可能な経済・社会システムへの「もう一つの構造改革」』時潮社。

### 21) 米澤旦 (2011) への応答

米澤旦は、いきなり社会的企業から話を始めてしまう。私は、本文でも触れたが、ジードの「社会的経済」という概念の再生 (EC委員会に「社会的経済」という部局ができるまでにEC諸国の中で市民権を得た) という歴史の流れを踏まえたうえで、「……非営利セクターあるいは社会的経済のまったく新しい展開であり、また、……非営利セクターと社会的経済という二つの概念を超える分析がふさわしい」「社会的企業」(ボルザガ・ドゥッフル二編、和訳 p.18) という新しい概念の革新性 (米澤に近づいていけば、市場セクターや国家セクターとの媒介の場、私の言葉でいえば、市場セクターや国家セクターへの市民的公共性の「浸透」) を踏まえた積りである。もっとも、とくに「増補版論文」以前は、理論的、実践事例的には、社会的企業の革新性に絞り込んでこれをターゲットに議論を展開してはいない。「社会的経済」セクター、あるいは、「非営利協同」セクターと称されるものの全体としての展開過程や様態、その歴史的意義が中心で、いわば、EU委員会の「社会的経済企業」的な扱いであった (『社会的企業が拓く市民的公共性の新次元』を謳う拙著のタイトルを裏切って)。

ところで、拙著を巡ってなされた『経済志林』誌上の座談会 (原 伸子司会「座談会『社会的経済の可能性』—粕谷信次著『社会的企業が拓く市民的公共性の新次元』を巡って—」) で次のような問題点が提起された (経緯は『増補改訂版』はしがき)。「社会的経済」などというものは国家権力や市場の圧倒的優位性に一撃のもとに潰されてしまうひ弱なものではないかという危惧である。そこで急遽、「社会的・連帯経済体制の構築」をもって応答を試みたのが「増補版論文」である。乱暴に一言でいえば、市場や国家自身もはや機能し得なくなっており、それらがいくらかでも機能を回復するためには、社会、市場、国家の三つを「媒介」するか、「市民的公共性」をもって三つのセクターに相互浸透するしかない。市場、国家の性格を内から変えてしまう他ないのではないかということである。そのとき、市場にも、国家にも「社会的・連帯経済体制」のソフトな、リゾーム的拡大を一撃のもとに潰す力は残されていまい。

考えてみれば、私の「社会的企業」論が、市場や国家から孤立したひ弱なものとして捉えさせてしまう点で、米澤旦にも同様に作用したのかもしれない。したがって、もし、米澤旦が彼の著書の出版前に、「増補版論文」を瞥見される機会があったら、ひょっとして議論の仕方はいくらか違ったかもしれない。本稿は、深まり行く持続可能性の中で「社会的・連帯経済体制」を正面に据え、その基礎概念の考察とマイクロメゾマクローグローバル像の素描を補足しようとしたものである。

もっとも、米澤旦をそのような理解に導く半分くらいの責任は、私の考え方、叙述の仕方の不十分性にあることは確かだろう。「浸透」の意味をもう少し丁寧に説明すべきだったのであろう。とくに、図解の仕方に改良の余地がある。私の図解は、ベストフのモデルとハーバーマスのコミュニケーション的行為による福祉国家の「再構造転換」を歴史のダイナミズムのうちに媒介しようとしたものである (ハーバーマス理論に触れる余裕のないテキスト風の叙述においては、例えば、吾郷健二・佐野誠・柴田徳太郎編 (2008) 『岩波テキストブックス 現代経済学—市場・制度・組織』岩波書店、第10章 非営利組織・社会的経済) では、もっとも無難なベストフの図解だけで済ませている。市民社会、市民的公共性が創出される仕方、場所 (フィールド)、市民的公共性の具体的内容、それを広げる方向、程度を表す図解表現の仕方 (本稿の改定図もその試みの一つである) についてなお再考を要しよう。やはり、ベストフで済ませべきか? しかし、第三セクター (全体社会と重なるほど「媒介」が進んだとしても) を主導し、基盤となるべき「多様、多元、重層的市民的公共性」を紡ぎだす主体をその歴史的ダイナミックスのうちにどう表現するか?

いずれにしても議論することは、自身の考えを深めるためにも、共有することのできるものを創出するためにも極めて生産的であることをここでも確認した。

- 粕谷信次著（2008）「非営利組織・社会的経済」, 吾郷健二・佐野誠・柴田徳太郎編（2008）『現代経済学—市場・制度・組織』岩波書店。
- 粕谷信次著（2009）『増補改訂版 社会的企業が拓く市民的公共性の新次元—持続可能な経済・社会システムへの「もう一つの構造改革」』時潮社。
- 菊池理夫（2004）『現代のコミュニタリアニズムと「第三の道」』風行社。
- 菊池理夫・小林正也編著（2012）『コミュニタリアニズムのフロンティア』勁草書房。
- 北島健一（2007）「連帯経済論の展開の方向」, 西川潤, 生活経済研究所編『連帯経済』生活経済研究所。
- 西川潤・生活経済研究所編著（2007）『連帯経済』生活経済研究所。
- 原 信子（司会）粕谷信次・川上忠雄・山岡義典・佐藤慶幸・富沢賢治・柏井裕之・菅富美江・竹田茂夫・増田寿男（2007）「座談会『社会的経済の可能性』—粕谷信次著『社会的企業が拓く市民的公共性の新次元』」『経済志林』（法政大学経済学部学会）Vol.75 No.3, 2007年12月。
- 原田晃樹・藤井敦史・松井真理子著（2010）『NPO再構築への道—パートナーシップを支える仕組み』勁草書房。
- 福士正博（2009）『完全従事社会の可能性—仕事と福祉の新構想』日本経済評論社。
- 藤井敦史・原田晃樹・大高研道編著（2013）『闘う社会的企業』勁草書房。
- 米澤 旦（2011）『労働統合型社会的企業の可能性—障害者就労における社会的包摂へのアプローチ』ミネルヴァ書房。
- 宮本太郎（2003）「ヨーロッパ社会的経済の新しい動向」, 社会的経済促進プロジェクト編『社会的経済促進に向けて—もう一つの構造改革（市民・協同セクター）の形成に向けて』同時代社。
- 山脇直司（2008）『グローバル公共哲学』東京大学出版会。
- 山脇直司（2011）『公共哲学からの応答—3.11の衝撃の後で』筑摩書房。
- Delanty, Gerard（2007）, *Community*, Routledge. 和訳：山之内靖・伊藤茂（2006）『コミュニティーグローバル化と社会理論の変容』NTT出版。
- Hobson, Barbara, Jane Lewis, and Birt Siim eds.（2002）, *Contested Concepts in Gender and Social Politics*, Edward Elger.
- Kymlicka, Will（2002）, *Contemporary Political Philosophy An Introduction*, Second edition, 和訳者代表：千葉眞・岡崎晴輝（2007）『新版 現代政治理論』日本評論社。
- Mulhall, Stephen & Adam Swift（1992）, *Liberals and Communitarians*, 2nd edition. 和訳者代表：矢澤正嗣・飯島昇蔵（2007）『リベラル・コミュニタリアン論争』勁草書房。
- ナンシー・フレイザー「平等, 差異, ラディカル・デモクラシー」, D.トレンド編（1996）。
- Salamon, Lester M. and Anheier Helmut K.（1994）, *The Emerging Sector*, The Johns Hopkins University, Maryland University. 和訳：今田忠監訳（1996）『台頭する非営利セクター』ダイヤモンド社。
- Trends, Davidsed.（1996）, *Radical Democracy : Identity, Citizenship and the States*, Routledge. 和訳：佐藤正志他（1998）『ラディカル・デモクラシー』三嶺書房。
- <http://www.cas.go.jp/jp/fukkou/pdf/kousou1/siryu1.pdf>
- <http://www.cas.go.jp/jp/fukkou/pdf/fukkouhenoteigen.pdf>
- <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001ngpw-att/2r9852000001ngxy.pdf>
- <http://www.kantei.go.jp/sinseichousenryaku/sinseichou01.pdf>
- [http://ec.europa.eu/enterprise/policies/sme/promoting-entrepreneurship/scial-economy/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/enterprise/policies/sme/promoting-entrepreneurship/scial-economy/index_en.htm)
- [http://ec.europa.eu/enterprise/policies/sme/promoting-entrepreneurship/scial-economy/social-enterprises/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/enterprise/policies/sme/promoting-entrepreneurship/scial-economy/social-enterprises/index_en.htm)